

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人原町成年寮(以下「この法人」という)定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法及び社会福祉法人定款準則の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、この法人職員以外の理事で、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法及び社会福祉法人定款準則の規定に照らし、報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であり、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務遂行の対価として、評議員会の議決に基づき報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、別表1の常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

(1) 理事、監事

1日2時間以内	5,000円
同2時間以上	10,000円
1日につき	50,000円(決算監査に監事が携わったとき)

(2) 評議員

1日2時間以内	6,000円
同2時間以上	12,000円

- 4 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 5 評議員選任・解任委員会委員のうち、外部委員については、理事、監事に準じて取り扱う。
- 6 理事において、施設、本部事務局を兼務する者には、第1項より第3項は適用しない。

(定例報酬の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の定例報酬月額、(別表1)常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬額は、俸給表のうちから、理事長が評議員会の承認を得て、決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等、支給のに関する詳細は、別に定める職員給与等支給規則に準ずる。

(交通費)

第6条 理事会・評議員会への出席、その他法人業務に携わった時の交通費は、実費にて支払う。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として、法人給与等支給規則に準じて、通勤手当を支給する。ただし、理事のうち、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項及び2項は適用しない。

(出張旅費)

第7条 出張旅費は、原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用をいう。

- 2 交通費は、鉄道運賃・船賃・車賃(高速料金を含む)・航空運賃(急行・特急・指定席券等を含む)に要した費用を支給する。
- 3 宿泊費は、宿泊に伴う部屋代、朝・夕食代、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。
- 4 宿泊日当は、宿泊を伴う出張に対して、1日あたり3,000円を支給する。
- 5 その他、出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって、実費を支給する。
- 6 本条に係わる出張旅費は、理事のうち、施設、本部事務局の職を兼務する者には支給しない。

(退任慰労金の算定)

第8条 退任役員等に対する退任慰労金の額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した額とする。ただし、理事のうち、施設、本部事務局の職を兼務する者には適用しない。

(1) 理事長

在任期間1年につき 20,000円

(2) 理事、監事

在任期間1年につき 10,000円

(3) 評議員

在任期間1年につき 10,000円

- 2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算とし、1年に満たない端数月は、6ヶ月以上は切り上げ、6ヶ月未満は切り捨てるものとする。

(支給の方法)

第9条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。ただし、理事のうち、施設、本部事務局の職を兼務する者には適用しない。

(控除)

第10条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担す

る債務があるときは、その額を控除する。ただし、理事のうち、施設、本部事務局の職を兼務する者には適用しない。

(傷病見舞金)

第 11 条 役員等が、傷病により入院が継続して 2 週間以上に及んだときは、別表 1 に定める傷病見舞金を支給する。ただし、理事のうち、施設、本部事務局の職を兼務する者には適用しない。

(災害見舞金)

第 12 条 役員等が、火災・水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表 2 に定める災害見舞金を支給する。ただし、理事のうち、施設、本部事務局の職を兼務する者には適用しない。

(弔慰金)

第 13 条 役員等が死亡したときは、別表 3 により、相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第 14 条 役員等の親族等が死亡したときは、別表 4 に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(公表)

第 15 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第 16 条 この規程の改正は評議員会の議決によるものとする。

(補足)

第 17 条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。ただし、この規程の実施日前に在任している役員等の在任期間については、通算しない。

2 平成 14 年 4 月 1 日施行の役員報酬・旅費規程は本規程の実施により廃止する。

附 則

この規程は令和元年 7 月 1 日から実施する。

(別表 1) 常勤役員俸給表

号 俸	月 額
1	60,000円
2	100,000円
3	120,000円
4	140,000円
5	160,000円
6	180,000円
7	200,000円
8	220,000円
9	240,000円
10	260,000円
11	280,000円
12	300,000円

(別表 2) 見舞金

区分	支給基準額	備考
傷病見舞金	ア. 私傷見舞金 10,000円 イ. 業務上の傷病による見舞金(通勤災害を含む) 30,000円	
災害見舞金	被害状況により 10,000円以上50,000円以内	

(別表 3) 弔慰金

対象者	支給基準額	備考
理事長	30,000円	弔電・ 生花
その他の役員	10,000円	

(別表 4) 香華料

対象者	支給基準額	備考
配偶者	10,000円	弔電・ 生花
父母	5,000円	
子	5,000円	